

令和4・5年度 業界別人材確保支援事業（運転免許取得支援）実施要綱

令和4年11月1日制定
一般社団法人東京都トラック協会

この要綱は、一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という）が実施する人材確保に資する運転免許取得に係る経費を助成することにより、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）の人材確保力の向上を図るため、公益財団法人東京しごと財団が実施する「業界別人材確保オーダーメイド型支援事業（団体独自取組支援）」に係る助成金（以下「助成金」という）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

1. 事業趣旨

ドライバー不足を緩和する取り組みとして、人材確保力の向上を図るため、会員事業者が、大型免許・中型免許（限定解除を含む）・準中型免許（限定解除を含む）、大型特殊免許又は牽引免許を取得させた際の教習費用の一部を助成する。

2. 実施期間

本事業の実施期間は令和4年11月1日～令和6年3月15日とする。ただし、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

3. 助成対象事業者

助成の対象となる事業者は、会員事業者であって中小企業者とし、会費の滞納が無い事業者とする。なお、ここでいう中小企業者とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象者

助成の対象は次に掲げる各号すべてに該当する者とする。

- (1) 令和4年11月1日以降に都道府県公安委員会指定自動車教習所へ入校申込みを行っている
- (2) 令和6年3月10日までに卒業証明書または技能審査合格証明書の発行を受け、免許を取得している
- (3) 免許の取得費用を会員事業者が負担している（運転者個人が免許取得費用を支払った場合には助成金を交付しない）
- (4) 当該ドライバーが、助成金申請時に東京都内の会員事業所に在籍し、営業用貨物自動車の運転者として従事している

※ ただし、高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中に、準中型免許を取得した場合も対象とする。

5. 助成交付額

助成金の交付は、事業期間の助成金上限額の範囲内において、税抜き費用の1/2とし、100円単位で切り上げることとする。

※ 指定自動車教習所へ口座振込で支払った教習費用であって、現金・クレジットカードでの支払いは対象外とする。

※ 教習費用に消費税は含まない。

※ 教習時間超過による延長料金は除く。

※ 仮免許交付・申請料は除く。

※ 合宿教習に伴う食事代は除く。合宿教習に伴う食事代が教習料金とセットになっており、食事代の金額が算出不可能な場合については、税抜き費用から10,000円を減額することとする。

※ 国又は関係団体等から助成金が交付されている場合には助成金を交付しない。ただし、東ト協が実施する「男性ドライバー免許取得助成」及び「女性ドライバー免許取得助成」との併用は可能とする。

6. 助成金の申請手続き

会員事業者が助成金の交付を受けようとする場合には、次に掲げる各号の書類を令和6年3月15日までに東ト協へ請求することとする。

(1) 「業界別人材確保支援事業助成金交付申請書」

(2) 指定教習所発行の会員事業者宛の領収書（写・必ず取得した免許の種類を明記すること）

※ 大型免許・中型免許・準中型免許取得で、領収書の金額に仮免許交付・申請料が含まれているかどうか分かる明細書等がある場合は写しを添付すること

※ 合宿免許で、領収書の金額に食事代が含まれているかどうか分かる明細書等がある場合は写しを添付すること

(3) 運転免許証の写し（両面）

(4) 健康保険証の写し（両面・被保険者等記号・番号・保険者番号の3箇所を判別できないよう塗りつぶすこと）

(5) 在籍証明（写・助成金請求直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳のいずれか1点）

(6) 「事業概況報告書」（写・「事業報告書」内の1号様式）

7. 助成金の交付

東ト協は、6の請求に基づき精査確認の上、適正と認めたときは会員事業者へ助成金を交付する。なお、助成金の交付時期については、助成金交付申請書の受付日に相応した次の各号とする。

(1) 令和5年3月31日までに受付を行った場合には、令和5年6月末日までに交付する。

(2) 令和5年4月1日から令和5年9月30日までに受付を行った場合には、令和5年11月末日までに交付する。

(3) 令和5年10月1日から令和6年3月15日までに受付を行った場合には、令和6年6月末

日までに交付する。

8. 助成金の交付取り消しと返還

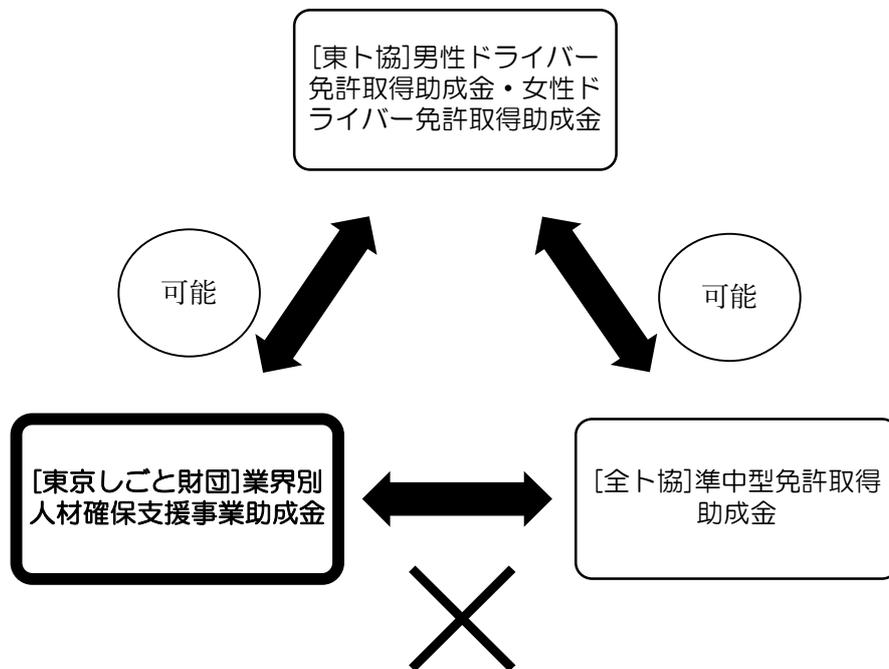
会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は助成金の交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(2) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、又は本要綱に違反したとき

上記の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、東ト協は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

【他の運転免許取得助成金との併用イメージ】



【本助成の問い合わせ先・申請書類の送付先】

(一社) 東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ 業界別人材確保支援事業助成金担当
〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8
TEL 03-3359-6257

以上